明治大学「自治労寄付講座・地方自治体と労働組合」

自治体の
不安定雇用労働者・臨時非常勤労働者
の現状と労組の活動

① 自治体の臨時・非常勤等職員の全国的な状況　自治労本部総合組織局　黒川滋　5分

② DVDによる学習　自治労「自治体の臨時・非常勤職員を仲間に」抜粋　7分

③ 保育園の臨時・非常勤職員の組合結成と活動

市川市立保育園非常勤調理員／市川市保育関係職員労働組合

書記長　佐藤久美子　　30分

④ 組合活動で獲得してきた待遇改善と安定雇用

箕面市民病院／箕面市臨時職員労働組合　前書記長　笹川朋美　30分

自治体の非正規労働者

- 公務員試験で入ってくる正規職員以外の人たち
- 「臨時職員」「非常勤職員」「嘱託職員」「パート」などさまざまな呼び方で呼ばれている。
- 法律上は
  「臨時職員」「非常勤職員」「任期付短時間職員」
- 1950年制定の地方公務員法では例外的な存在。
  当時、全国どこでもあった、直接的な住民サービスは学校給食のみ
  清掃収集1960年代～、保育所1960年代後半～
  図書館1970年代～、相談員業務1990年代～

増大する自治体の非正規労働者

・自治体の非正規労働者（臨時職員・非常勤職員）は増え続けてる。行政改革が行われるたびに急増する。

・2008年の総務省調査では、週20時間以上働いている人数だけで50万人。

・2008年の自治労調査では、53%の自治体の回答で27万人。

・推計60万人の臨時職員・非常勤職員が自治体で働いていると見られる。

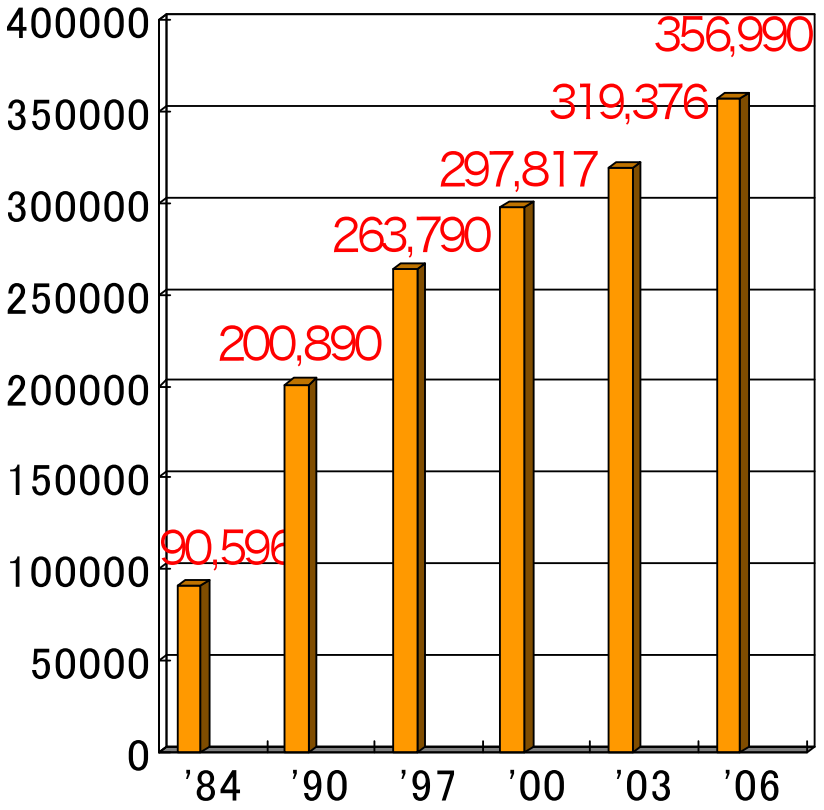

「自治労組織基本調査」自治労加盟の労働組合のある自治体のみの調査数字。実数はこの3割増。

公共サービスの最前線を担う臨時職員・非常勤職員

・一般市と町村で増大が著しい。

・背景として、財政規模が小さく、正規職員のように次々に異動ができない専門職を雇わなくてはならないことがある。

・数が多い職種は
保育士約5万5000人
（推定で10万人以上）
学校給食調理員
約2万5000人
（推定5万人）。

・比率が高い職種は、
相談員
92.6%
学童保育職員90.4%
図書館司書　62.7%

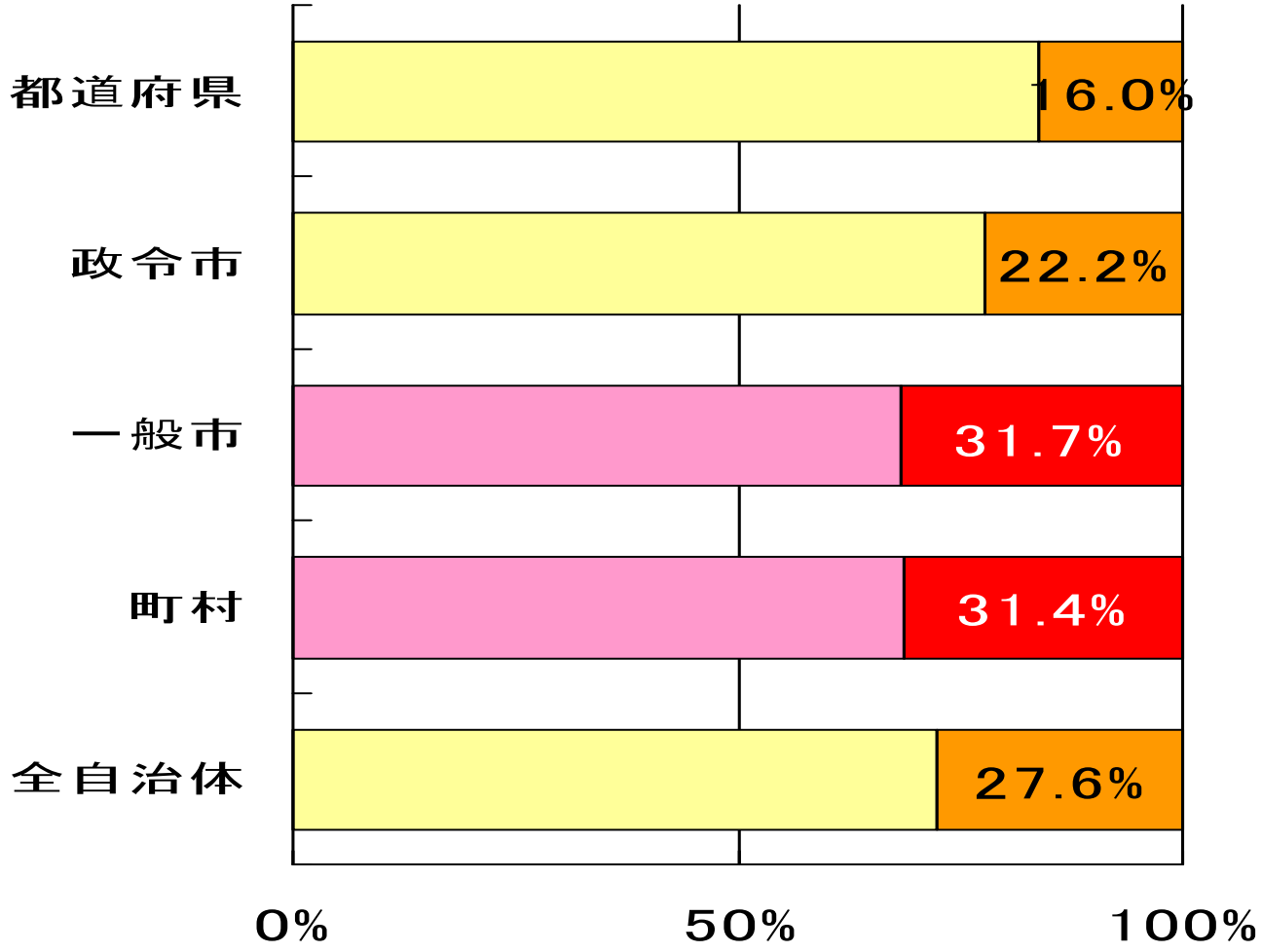

2008年「自治労臨時・非常勤等職員の実態調査」

正規職員と同じように働く臨時職員・非常勤職員

- 勤務時間では、正規職員と同等とみなされる4分の3以上の勤務時間の非正規職員が60%超
- 仕事内容も正規職員とほとんど変わらない職場も増えている。図書館のように資格職が非常勤職員しかいないような職場もある。

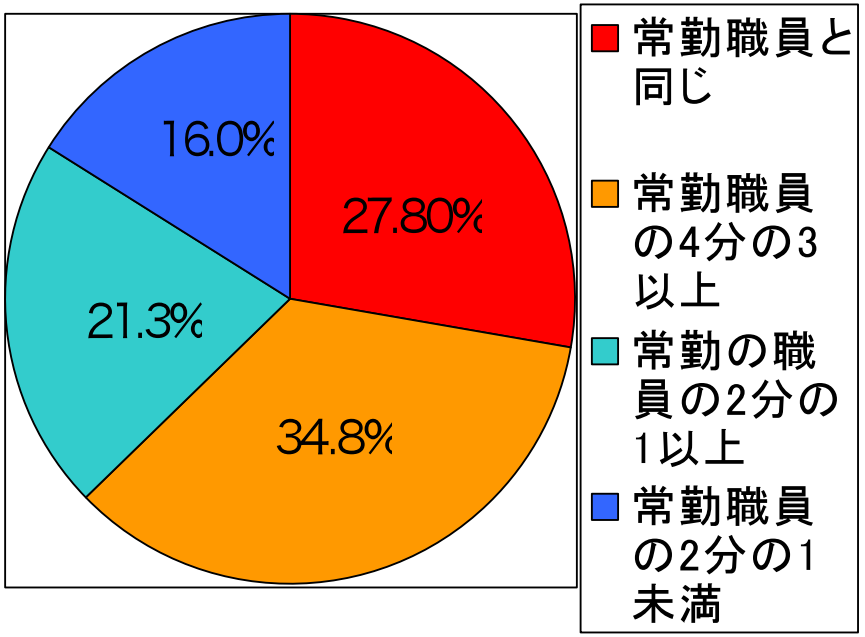

2008年「自治労臨時・非常勤等職員の実態調査」

低賃金・責任労働
「官製ワーキングプア」

時給の労働者では900円未満、
月給の労働者では16万円未満
の労働者が半分以上。

- 独立生計に最低必要といわれている年収200万に届かない。
1000円×年1800時間＝180万
- 生活保護で差額を受けながら働いている人も少なくない。
- 社会問題をなくすべき役所が貧困者を作る
「官製ワーキングプア」

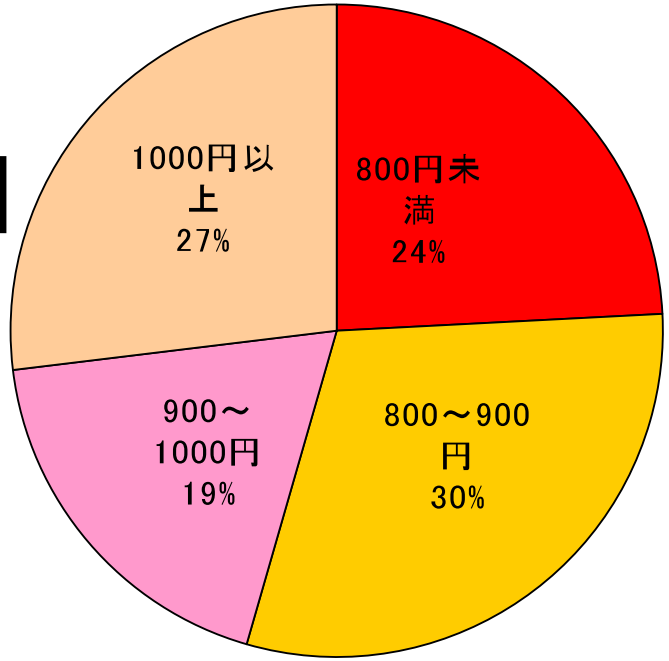

時給の賃金の臨時・非常勤職員の分布

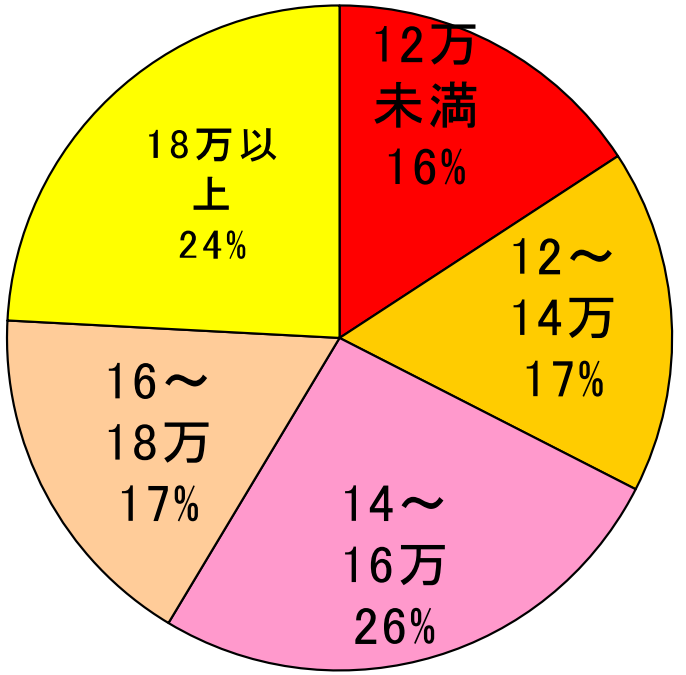

月給・日給の賃金の臨時・非常勤職員の分布

2008年「自治労臨時・非常勤等職員の実態調査」

雇用の更新切りに抗議もできない

- 予算主義で、1年ごとの雇用しかできない、という建前になっている。
- 多くの自治体で労働力が必要なので、1年または半年または2～3ヵ月雇用を繰り返す。
- いつも、雇い止め＝雇用の更新が打ち止めされることに脅えて働いている。
- 公務員は、雇う側と労働者の双方同意を前提とした契約ではなく、一方的な関係の「行政処分」で雇われるので、自治体が1年雇用を20年も繰り返した労働者を雇い止めしても、合法。裁判所でも門前払い。
- いろいろなことで泣き寝入り、あきらめをしながら行政サービスを提供している。

DVD教材の上映

- 2008年「自治体の臨時・非常勤職員を仲間に」
- 自治労が、加盟組合に臨時職員・非常勤職員を組合員にするよう促すための学習会用に作成したDVDからの抜粋
- 舞台はこの後説明する千葉県・市川市。
- 専門用語
  「市職」「市川市職」・・・市川市職員組合
  →市川市の正規職員の労働組合
  「保育労」・・・市川市保育関係職員労働組合
  →非常勤職員の保育士の労働組合
  「オルグ」・・・組織者の意。組合結成を促す助産師

明治大学「自治労寄附講座・地方自治体と労働組合」

自治体の不安定雇用労働者・臨時非常勤労働者の現状と労組の活動

保育園の
臨時職員・非常勤職員の
組合結成と活動

市川市立保育園非常勤調理員／
市川市保育関係職員労働組合
書記長　佐藤久美子

保育園に勤務する非常勤職員の職種

- 保育士
  - 全　体：84名
  - 組合員：48名
- 調理員
  - 全　体：41名
  - 組合員：26名
- 栄養士
  - 全　体：1名
  - 組合員：1名
- 看護師
  - 全　体：2名
  - 組合員：2名

※数字は、2010年5月1日現在の非常勤職員の数

正規職員と非常勤職員の割合

正規職員と週35時間非常勤職員との職員数の推移

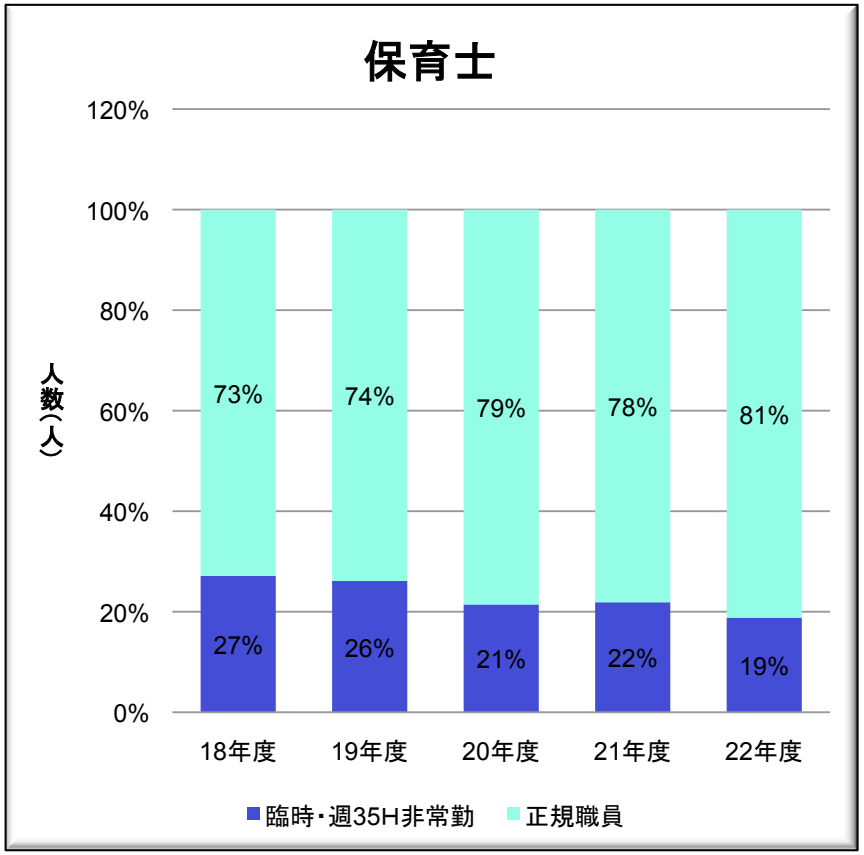

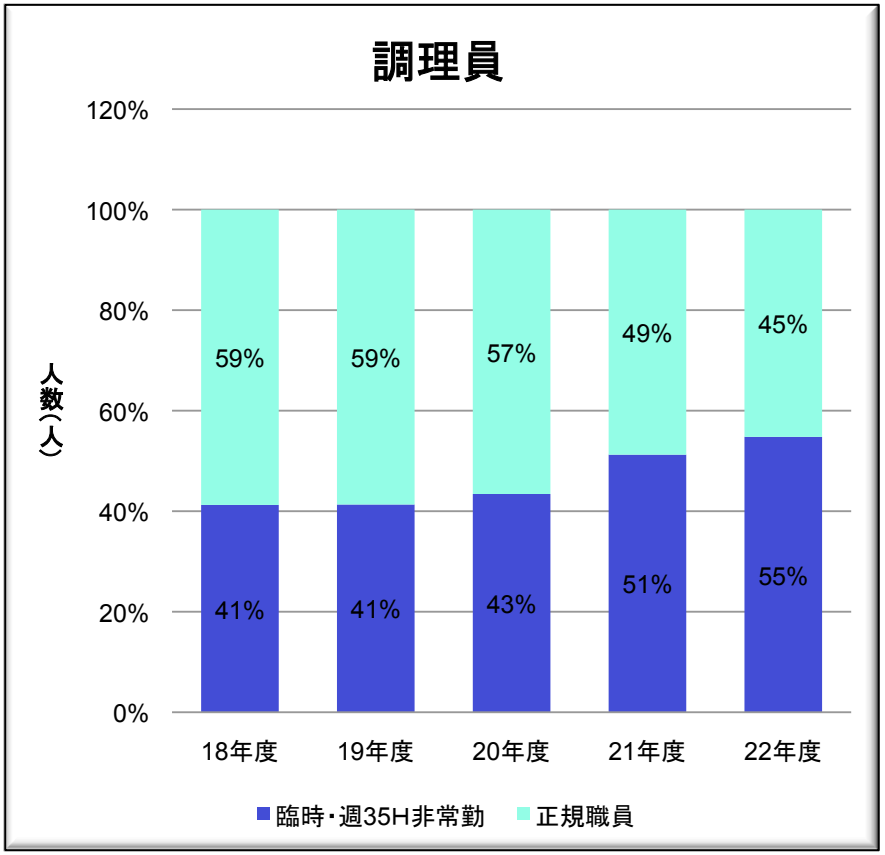

当時の臨時職員の問題点

・雇用止め

・毎年下がる日給

・交通費が実費支給されない

組合の必要性

組合あり	組合なし
職場での問題点・不満 当局から制度の改革提案	
↓ 要求書の提出	↓
↓ 交渉	泣き寝入り 愚痴で終わる
↓ 職場改善 処遇改善	↓ 未解決

組　合　結　成

臨時職員から非常勤職員へ

臨時職員と非常勤職員の違い

雇用形態	法的根拠	一時金	勤務時間	雇用止め	給料	交通費 （交通機関利用）
臨時職員	地公法22条	有	7時間45分	有 （※6ヶ月、更新1回）	日給	距離に応じて （※最高510円）
非常勤職員	地公法17条	無	7時間15分	無	時給	全額支給

・正規職員との格差

	正規職員 (7.75H、21日)	臨時から非常勤へ 移行した職員 (7.25H、21日)	差額
1年目	2,702,122	2,539,530	- 162,592
5年目	3,503,099	2,649,150	- 853,949
10年目	4,425,784	2,740,500	- 1,685,284

保育労　ニュース

「市川保育労」１６号
２０１０年４月３０日発行
市川市保育関係職員労働組合
住所　市川市八幡 1-1-1
発行責任者　白石　みちよ
０４７-３３４-１１１１
（市川市職員組合内）

市川保育労
市川市保育関係職員労働組合

均等待遇へ一歩前進！

2010 春闘

総務部長交渉実施 粘り強い交渉実る！！

『結婚休暇（３日間）、妊産婦検診を有給の特別休暇とする。』
『交通費について、4月20日支給に向けて努力する。』 と前進回答を勝ち取る！

４月 26 日（月）18 時より第 5-1 委員会室で、役員含め 18 名の参加で総務部長交渉を行いました。

冒頭、総務部長から前回の交渉で持ち帰りとなった 3 項目について、改めて回答がありました。

①自己都合で退職し再度雇用される場合について
回答「**再雇用の場合の経験年数は現行どおりとする**」

②特別休暇の妊産婦検診と結婚休暇について
回答「**結婚休暇は 3 日で有給。5 月 1 日から週 35 時間以上勤務している人のみ対象とする。同じ条件で、妊産婦検診も有給とする。**」

③交通費の支給月について
回答「**来年の前期分は、4 月 20 日支給出来るように改善する。**」

春闘の交渉を３回にわたり行ってきましたが、重点項目３点のうち２項目に前進回答がありました。その中で、**結婚休暇、妊産婦検診は５月１日より有給の特別休暇になり、交通費支給についても４月支給に改善していくとの回答でした。**

交渉終了後、参加者で回答された項目について話し合った結果、参加者全員一致の賛成で妥結することを確認しました。

均等待遇の実現に向け一歩前進を勝ち取ったのは、春闘交渉を３回行うなど、諦めないで交渉した結果だと思います。

組合員の皆さんに出席して頂き、とても力強く訴える事ができました。少しずつですが前進しています!!
今後も働きやすい職場を目指し、組合員一丸となって頑張っていきましょう!!

第 4 回職場委員会で春闘交渉の報告をします。詳細については、裏面をご覧ください。

問い合せ先：市川市保育労　担当　高木
TEL 047-334-1111(内線 3964) FAX 047-333-4522 E－mail：i_sisyoku_takag@icnet.ne.jp

第４回職場委員会

	行徳地区	八幡地区
○日　時	2010年5月11日（火） 18:00～	2010年5月12日（水） 18:00～
○場　所	行徳公民館　3階　第4研修室	本庁3階　第5の1委員会室
○内　容	①春闘交渉報告について ②組合加入の取り組みについて ③役員選挙について ④その他	
○申し込み	下記の出席票か委任状に必要事項を記入の上、5 月 10 日（月）午前中までに組合へ FAX してください。欠席の場合は、委任状の提出をお願いします。 FAX：047-333-4522	
○ その 他	・参加組合員には、活動手当を支給します。	

第４回職場委員会　出席票

わたしは、2010 年 5 月　日（　）に開催される第４回職場委員会に出席いたします。

保育園名　：＿＿＿＿＿＿＿＿

参加者氏名：

第４回職場委員会　委任状

わたしは、2010 年　月　日（　）に開催される第４回職場委員会における議決に関する一切の権限を議長に委任します。

保育園名：＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿

【参考】妊産婦検診

原因	期間
妊娠中の女性職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条※に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるとき	妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1 回当たりの時間は、1 日の正規の勤務時間の範囲内において必要と認められる時間とする。

※【母子保健法】
（保健指導）
第十条　市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

問い合せ先：市川市保育労　担当　高木
TEL 047-334-1111(内線 3964) FAX 047-333-4522 E－mail：i_sisyoku_takag@icnet.ne.jp

職場委員会の様子

団　体　交　渉

団　結　力

交渉して勝ち取った項目

1年目（2005年度）

・忌引きの特別有給休暇
・健康診断の職免扱い
・継続希望者の雇用確保
・夏期休暇（6日）

2年目（2006年度）

・雇用止め5日　→　3日
・交通遮断の特別有給休暇
・病休（伝染病のみ年10日の有給休暇）

3年目（2007年度）

〇臨時職員から非常勤職員へ移行

・交通費の全額支給
・勤務時間7時間　→　7時間15分
・給与の経験年数加算
・産前6週産後8週　→　産前8週産後8週

4年目（2008年度）

・出産、育児を理由に退職し復帰した場合、当該職務経験の年数を加味
（子どもが3歳になるまで）

5年目（2009年度）

・時間外割増賃金125／100が8時間以降から7時間45分以降へ
・結婚有給休暇（3日）
・妊産婦検診有給休暇

現 在 の 課 題

- 組合員の減少
- 非常勤職員の中での格差
- ボーナス、退職金の支給
- 勤務時間の延長

法の不備と安定雇用に向けた取り組みについて

大阪府本部箕面市臨時職員労働組合

笹川　朋美

自己紹介

氏名:笹川　朋美

職場:箕面市立病院　医療技術局
　　放射線部　所属

組合歴:2001年度箕面市臨時職員労働組合 執行委員(当時24才)
2002～2010年3月　同組合　書記次長を2期
　　副委員長を1期
　　書記長を5期

久美浜湾
丹後半島
その他...
地図
三方五湖
京丹後
天橋立
宮津
舞鶴
北川
朝来
由良川
福知山
綾部
京都府
琵琶湖
滋賀県
長浜
湖西線
丹波
西の湖
篠山
東近江
兵庫県
西脇
京都
大津
草津
湖南
宍粟
加西
加東
三田
新名神高速道
高槻
姫路
高砂
三木
加古川
神戸
大阪
東大阪
近鉄橿原線
堺
播磨灘
大阪湾
桜井
宇陀
淡路島
淡路
金剛山
洲本
大阪府
泉南
五條
紀ノ川
奈良県

職場紹介

放射線部の紹介

チーム・バチスタ2（第4話）で借りられなかった部屋

18時過ぎの職場

事務局

外来受付

オペ室

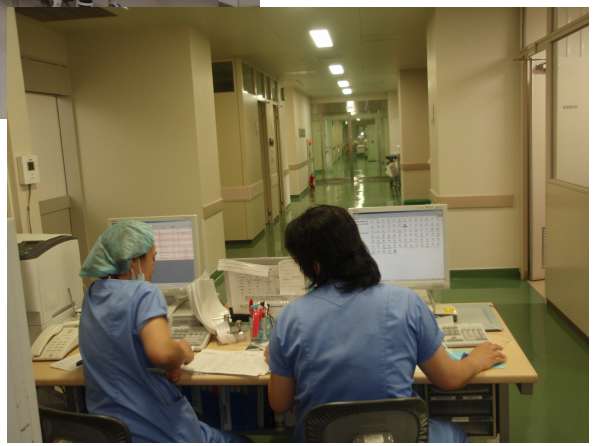

救急外来

ちょっと休憩

正規社員

準社員

契約社員　　派遣社員

任期付職員（３ ～５ 年任期）

非常勤職員（１ 年任期）

パート・アルバイト（１ 年）

非正規社員

非常勤職員と任期付短時間職員の労働条件比較（資料　１参照）

① 「報酬」ではなく、「給料」がもらえるようになった

② 手当がもらえるようになった（しかしながら、扶養手当・住居手当・退職金はない）

③ ボーナスの率が常勤と同様になった

④ 休暇制度が充実された

例　夏期休暇、病気休暇（有給で９０日）など

資料　2

労使確認書

本市の一般職非常勤職員の「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び「箕面市一般職の任期付職員の採用に関する条例」に基づく任期付短時間勤務職員制度への移行にあたって、労使で検討・協議をした結果、箕面市市長公室長　重松剛と箕面市臨時職員労働組合執行委員長　関目智子は下記のとおり確認する。

記

1．制度移行の目的

制度移行の目的は、現行の一般職非常勤職員の常用的実態に鑑み、条例の適用化によりその身分・任用根拠の明確化を通じて、その法的整合性と身分の安定を図ることにある。

2．移行後の任用根拠等

（1）任用根拠は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)及び箕面市一般職の任期付職員の採用に関する条例　(平成17年条例第148号)の規定(条例第３条第２項)とし、身分は、地方公務員法に定める「一般職の短時間勤務の職」とする。

従事する業務は、専ら補助的な業務を担う職ではなく、常勤職員と同様に本格的な業務に従事する。

（2）呼称は「一般職短時間勤務職員」とし、法制上及び日常業務において支障がない限りは当該呼称を使用する。

3．移行日及び移行方法について

（1）現行の一般職非常勤職員制度は、平成１９年３月３１日付けをもって廃止し、平成１９年４月１日から任期付短時間勤務職員制度（以下「新制度」という。）による任用に移行する。

（2）新制度への移行の方法は、次のとおりとする。

ア．新制度により任用を希望する職員

①適用する給料表は、箕面市一般職の職員の給与に関する条例に定める「一般任期付職員給料表」とする。

給料表の種別	適用する職務分類
一般任期付職員 行政職給料表	一般事務、技能労務業務、障害児介助員、司書、保育士、教諭、養護教諭、要介護認定調査業務員、障害程度区分認定調査業務員、教育相談員、心理相談員
一般任期付職員 医療職給料表（二）	看護保健職、医療技術職（歯科衛生士、栄養士、検査技師）

②任期の間（３年間）は、給料等級は固定とし、任用を継続（更新）する場合は、等級別標準職務分類表の基準に従い、給料等級の格付けを行うものとする。

箕面市任期付職員給料表改定について　〔資料　3〕

現行給料表

	フルタイム	短時間
1等級	275,500	220,400
2等級	265,800	212,640
3等級	247,500	198,000
4等級	229,800	183,840
5等級	212,800	170,240
6等級	192,300	153,840

常勤職員

給料月額	学年区分
275,300	
267,700	
260,100	
252,200	
244,900	
237,500	
230,200	
222,000	
214,600	
207,000	
200,000	
192,800	
185,800	大卒
178,800	
172,200	短大卒
161,600	
155,700	高卒

フルタイムの任期付職員近隣都市状況

豊中市

1等級	253,200
2等級	247,100
3等級	241,000
4等級	234,900
5等級	227,700
6等級	220,300
7等級	212,700
8等級	205,400
9等級	198,200
10等級	190,300
11等級	184,200
12等級	177,300
13等級	169,500

池田市

11等級	230,200
10等級	222,900
9等級	215,400
8等級	207,900
7等級	200,400
6等級	192,800
5等級	185,800
4等級	178,800
3等級	172,200
2等級	161,600
1等級	155,700

高槻市

1等級	210,800
2等級	203,600
3等級	198,200
4等級	192,800
5等級	185,800
6等級	178,800
7等級	172,200

摂津市

5等級	254,800
4等級	253,700
3等級	230,200
2等級	200,000
1等級	172,200